

答申第 646 号

平成 29 年 8 月 1 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 5 月 16 日付けで諮問された特定事件に関する文書公開の件（その 3）
（諮問第 733 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日付けメール、同月28日付けメール、同年8月5日付けメール、同月7日付けメール及び同月8日付けメールを特定し、公開したことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月7日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月19日付けで、同年7月26日付けメール（以下「甲文書」という。）、同月28日付けメール（以下「乙文書」という。）、同年8月5日付けメール（以下「丙文書」という。）、同月7日付けメール（以下「丁文書」という。）及び同月8日付けメール（以下「戊文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定し、その全てを公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月8日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(2) その他

ア 教示文について

(ア) 全部公開決定する場合にあっても、文書の特定を争う余地はあるため、教示文を付すべきである。

(イ) 教示文を付さなかったことは、条例第1条等に反する。

(ウ) 教示文を付さなかったことは、審査請求の理由となる。

イ 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

ウ 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

エ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（青少年センター）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書の特定について

ア 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

イ 実施機関は、青少年の体験学習を推進する人材の育成、青少年のひきこもり・不登校や非行等への対応、青少年の科学体験活動の促進支援、青少年や県民の舞台芸術活動への支援を所掌事務としている。

ウ 実施機関が、本件行政文書を管理していたのは、庁舎管理業務の一環として、青少年センターの施設管理の安全性を確保するという観点から、通知等を受けたためである。

エ 実施機関の所掌事務は前記イのとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、解釈上、条例第3条第1項にいう「行政文書」に該当しないとした文書も存在しない。

(2) その他

ア 教示文について

行政不服審査法第82条が行政庁に対し教示義務を課しているのは、処分の相手方が、当該処分に対し不服申立て等ができるか否か了知していないことが一般に想定されるため、かかる処分の相手方の権利救済の機会を十分に保障するためであり、教示文を付さなかったとしても、そのことをもって当該処分そのものが違法になるものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、前記アと同様に審査請求の理由となることはない。

ウ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が説明するとおり、甲文書並びに丙文書及び丁文書は青少年センターにおける安全の確保に関する通知又は状況確認に関する文書であり、乙文書及び戊文書は実施機関が県有施設の管理者として依頼された特定事項に関する依頼文であることから、いずれもその庁舎管理業務の一環として取得した文書であることが認められる。

(2) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文

書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、その所掌事務である庁舎管理業務の一環として取得した本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務の範囲に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(3) その他

審査請求人は、全部公開決定する場合にあっても教示文を付すべきであり、教示文を付さないことは条例第1条等に反すること、また、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきこと、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが条例第1条等に反する旨を主張している。

そこで、この点について検討すると、審査請求人の教示文に係る主張については、実施機関が説明するとおり、教示制度の趣旨にかんがみれば、教示文を付さなかったことをもって本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、さらに、その余の主張についても、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、審査請求人のいずれの主張も採用することはできない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 5 月 16 日	○ 諮問
6 月 28 日 (第 165 回部会)	○ 審議
7 月 18 日 (第 166 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 29 年 8 月 1 日現在) (五十音順)